

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画を推進するためには、教育にかかわるすべての者が、それぞれが担う基本的な役割と責任を自覚し、相互に連携し協力して取り組む必要があります。

（1）市民の参画

教育施策の推進にあたっては、市民の方々の協力が不可欠です。そのため、わかりやすい情報提供に努めるとともに、市民、関係団体等の積極的な参画を促し、地域全体で施策を推進します。

（2）久喜市総合教育会議*による協議・調整

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき設置する、市長と市教育委員会で構成する久喜市総合教育会議において、教育の条件整備や重要事項等について協議・調整を行い、教育政策の方向性を共有し連携して取り組んでいきます。

（3）関係機関との連携

各施策を具体的に進めていくため、市教育委員会が中心となり、市長部局をはじめ、国や埼玉県、家庭・地域・学校及び企業や関係団体と連携して取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

（1）点検・評価の実施

本計画に掲載した各施策を効果的かつ確実に推進するためには、定期的に進捗状況や効果等の進行管理を行う必要があります。

そのため、本計画に基づき策定する、各年度における具体的な取り組み内容を示した、単年度計画である久喜市教育振興基本計画実施計画により、点検及び評価を毎年度実施し、進行管理を行っていきます。

また、その結果について市議会に提出するとともに、市民に公表し説明責任を果たしていきます。

（2）計画の見直し

本計画は、今後5年間に取り組むべき施策について示すものです。そのため、計画の終期には、年度ごとの点検・評価の結果等を踏まえて見直しを行います。